

平成19年第2回京丹波町議会定例会（第4号）

平成19年6月21日（木）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 諸般の報告

第 3 報告第 1号 平成18年度京丹波町繰越明許費繰越計算書

第 4 議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

第 5 議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について

第 9 発委第 1号 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書

第10 議員派遣について

第11 閉会中の継続調査

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16人）

1番 西山和樹君

2番 室田隆一郎君

3番 東まさ子君

5番 横山勲君

6番 坂本美智代君

7 番 今 西 孝 司 君  
8 番 小 田 耕 治 君  
9 番 畠 中 勉 君  
10 番 山 田 均 君  
11 番 藤 田 正 夫 君  
12 番 山 内 武 夫 君  
13 番 篠 塚 信 太 郎 君  
14 番 吉 田 忍 君  
16 番 野 口 久 之 君  
17 番 野 間 和 幸 君  
18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0人）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18人）

町 長 松 原 茂 樹 君  
副 町 長 上 田 正 君  
教 育 長 山 本 和 之 君  
会 計 管 理 者 藤 田 義 幸 君  
参 事 田 淵 敬 治 君  
瑞 穂 支 所 長 上 田 進 君  
総 務 課 長 谷 俊 明 君  
企 画 情 報 課 長 田 端 耕 喜 君  
税 務 課 長 岩 田 恵 一 君  
住 民 課 長 岩 崎 弘 一 君  
保 健 福 祉 課 長 野 間 広 和 君  
子 育 て 支 援 課 長 山 田 由 美 子 君  
地 域 医 療 課 長 下 伊 豆 か お り 君  
産 業 振 興 課 長 山 田 進 君  
土 木 建 築 課 長 松 村 康 弘 君  
水 道 課 長 藤 田 真 君

教 育 次 長                    長谷川 博 文 君  
監 査 委 員                    人 見        亮 君

6 出席事務局職員（2人）

議 会 事 務 局 長                伊 藤 康 彦  
書                                山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○町長（松原茂樹君） 少し報告をさせていただきたいと思いますので、少し時間をちょうだいいたしたいと思います。

去る6月19日、7時32分に、堀副町長から私の携帯に電話がございまして、府警本部より任意同行を求められているので、今から京都府警に行かせていただくという連絡を受けました。

その日の23時25分、私から副町長に電話をいたしまして確認をいたしましたところ、平成8年から今日までの本人の職歴について聞かれたということでございました。

今日の朝、6時50分に家に私が電話をいたしましたところ、既に出かけたということでございまして、奥さんに「京都府警ですか」と尋ねましたところ、「そうです」ということで、「何か伝言がありますか」と聞きましたところ、「何も聞いていません」ということでございました。

そうした状況でございまして、今日ここに出席をしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

各委員会、ご苦労さまでございました。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第2回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番議員・山田 均君、11番議員・藤田正夫君を指名いたします。

《日程第2、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本会期中に、各常任委員会において、提出議案等の審査、所管の事務調査が行われました。

本日、町長から、報告が1件提出されております。

本会議終了後、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さん、ご参集、よろしくお願

いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

《日程第3、報告第1号 平成18年度京丹波町繰越明許費繰越計算書》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、報告第1号 平成18年度京丹波町繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

町長の報告を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

今期定例会も、本日で最終日を迎えさせていただくことになりました。

議員各位には、開会以来、連日熱心にご審議いただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

それでは、早速でございますが、報告第1号 平成18年度京丹波町繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調整し、議会に報告しなければならないとされているところであります。

今回報告いたしますのは、繰越明許費として第1回議会定例会で議決いただきました京都府後期高齢者保険広域連合設立準備事業ほか6件の事業における翌年度繰越額、総額1億3,302万9,000円であります。これらに充当いたします財源は、国・府支出金3,172万5,000円、地方債7,690万円、その他財源として事業負担金2,161万円、一般財源279万4,000円であります。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 以上で、報告第1号を終わります。

《日程第4、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第4、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） 初日に議案提案の説明を担当課長からお伺いいたしましたが、再度ちょっと質問したいと思います。

今回の子育て支援センターへの設置のこの条例、これまで旧3町それぞれ要綱なり条例が、それを一本化にするということであるのと、それでまたその中で旧和知で行われておりました短時保育を瑞穂ですということが説明の中でありましたが、これまで和知では短時保育というのは何名ほど利用されておられたのか、その人数と、そしてまた、このたび瑞穂が対象となるわけですが、丹波は幼稚園がありますし、保育所もありますので、瑞穂の場合はそういった要望が出されておられるのか。何人か、こういった利用したいという方がおられるのか、わかる範囲でよろしいのでお願いしたいのと、それと、今回この短時保育が年齢が3歳児に下げられたわけではありますが、幼稚園の場合は4歳、5歳児と対象で、幼稚園のバスが送迎しております。また、和知でもそういった町営バスを利用して乗っている子どもさんがおられるようにも聞いておりますが、3歳児となった場合は、やはりそういったバスに乗せるというのは保護者が送迎するというのが要件なのかどうか、その点もお伺いしたい。

そしたら、保護者が、言うたらおうちで送迎が、もし短時保育でしたらね。瑞穂の場合は、これまで近くに子どもがいないということがあって、いろんな条件を出して、保育所に預かってもらっていたというのが何人かおられると思うんですね。そういった方が、今度短時保育になることによって、「やはり家でおばあちゃん、おじいちゃんがおられるんやったら、家で見てください。そういった方は短時保育になりますよ」というふうなことを言われるのか。そう言われた場合、おじいちゃん、おばあちゃんが送迎ができないという家庭も出てくると思うんですけれども、そういった方に対する対処の仕方というのか、ある程度の幅を持って、それを保育所でもこれまでどおりに預けることができるのか、瑞穂の場合、その辺をちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの坂本議員さんのご質問にお答えいたします。

まず短時保育事業について、和知のこれまでの対象の方はいらっしゃるのかということなのですが、現在、4歳児の方で3名、5歳児で3名、大体6名の方がご利用されていまして、大体前年、その前につきましてもご利用の児童さんはそれぐらいの人数です。

瑞穂において、それではどれぐらいの方が、ご希望の方がいらっしゃるかということにつきましては、直接お話を伺った方は数名の方で、1～2名の方なのですが、それ以外にどれぐらいいるかということにつきましては、現段階ではまだ保護者の方にご説明もしていませんので、ご希望も聞いておりませんので把握はしていません。保育所はあくまでも保育に欠

ける子どもさんをお預かりしてという前提で考えますと、保育所に入っただけのために保護者の方に就労証明書を提出いただいているんですが、それを出していただくためにいろいろと保護者の方とご相談させていただきまして、提出をしていただいている方の中で、農業でお手伝いをしていただいている方という方もいらっしゃいまして、もしかするとその方の中でいらっしゃるのではないかと想定はしております。その方が大体30名ぐらいいらっしゃるかと。

そのうち、すべての方を、それでは保育に欠けないので短時部へという、その考えはございません。あくまでも、農業であっても就労という前提で申し込みをいただいている方はそのまま、そうじゃなく、やはりお子様をご近所でお友達もいないということでご希望されて、ご利用いただいている方の中で、短時部の方へご希望があれば移っていただくという考えですので、今年度精査して、無理に短時部へ移動していただくというような考え方はございませんし、今後もそういう考えは持っておりません。あくまでも保育所は保育に欠けるといところで、そうじゃない方ですので、申し込みの時点で、保育所ですと就労証明書といいますが、仕事についていますかというお尋ねをしますが、短時部の場合はそれは必要ありませんので、条件にはありません。

それから、送迎についてですが、現時点で送迎につきましては非常に人的な問題もございまして、原則やはり保育所と同じで、送迎はしないという考えで進めております。

以上でございます。

○議長（岡本 勇君） 6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） あと1点、ちょっとお伺いしたいんですけれども、認定子ども園の意向をちょっと示唆されたように思うんですけれども、この認定子ども園というのは、幼稚園と保育所、それぞれまたこうして子どもが少なくなるからということで、非効率やということで、国の方からそういった制度を持っているんですけれども、やはりこの京丹波町においてもそういった方向に持っていかれるのか、そうすれば、丹波でも幼稚園がありますわね、そしたら幼稚園はやめるとか、そして、言うたら京丹波町で一本化にしようとするのか、その点の先はどういうふうにご考えておられるのか、この点をお伺いしたい。

もしあれでしたら、町長でもよろしいですし。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの認定子ども園についてのご質問でございますが、18年度に認定子ども園の制度が発足しております。その一本化に向けてでございますが、現在、旧瑞穂地域で質美保育所、梅田保育所を統合しまして、桧山の方へ統合したわけ

でございますが、これから新しく保育所を建設する準備を進めておりまして、現在協議会を設置する準備にかかっております。

その中で、保育所の新設に当たり、町全体で保育所の建設及び、京丹波町内で幼稚園は1カ所しかございませんが、町内としてはご利用いただけるということで、認定子ども園の考え方は、幼稚園に保育所機能、保育所に幼稚園機能という双方で機能を持って実施できるということがありますので、これから協議会で検討いただきまして、それから教育委員会サイドでも幼稚園の機能をどうしていくのか、保育所機能をどうしていくのかということを検討していただいた上で、幼稚園をなくすとか、一本化にするとかではなく、双方でよいところを話し合っていて、京丹波町として子どもたちのためにどうしたらいいかということを検討していただいて、新しい保育所も建設していただきながら、幼稚園の機能もどうしていったらいいかということを検討していただいて、方向としては認定子ども園制度を利用し、京丹波町の子育て支援をしたいというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 私も担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけれども、今回提案になっておりますいわゆる短時保育事業、これはこれまで和知の場合は4歳からということになっておったのを3歳に引き下げるということで、3歳からということになります。短い時間の保育となると3歳の子どもであれば、例えば送って行ってすぐ迎えに行かんらんというような、そういうことも実際に起こるといえるように思うんですけれども、3歳に引き下げられた理由というのは、一つはどういうことなのかということ。

それから、現在、京丹波町には須知幼稚園というのがあるんですが、現在旧町から引き継いでおりますので、主に丹波地域の方が中心で幼稚園に通っておられるわけですが、これは送迎をしておるわけですが、例えば旧和知や旧丹波、瑞穂から、いわゆる同じ短時保育であれば幼稚園へ行こうと、こういうことになった場合、送迎ができるのかどうかという問題もこれは問われてくると思うんですね。

その辺の考え方はどうなのかどうか、ちょっとひとつお尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの山田議員さんのご質問で、3歳児に引き下げられた理由についてでございますが、一つには、子育ての中で親子で育むというところではとても重要なところではございますが、親子の関係というのはやはり1～2歳ぐらいまででして、それ以上になってきますと、親を含めて地域の方、周りの大人の中で、またお友達の中で育っていくということがございます。



3歳からというのは、須知幼稚園ではもう3歳から入園をしております。そこは一緒に幼稚園とあわせていただいたということです。

それから、送迎についてでございますが、幼稚園の方でも送迎しているということですが、送迎につきましてはやはり安全面とかいろいろ考えますと、現在「和知エンジェル」の方では、4歳児、5歳児さんではバスを利用されている方はいます。3歳児さんになりますと判断等のことも考えまして、3歳児さんからご利用になられる場合には、やはり園まで直接大人の方が、保護者の方、ご親戚の方で直接また園の方に引き継ぐといえますか、していただくのがやはり大事ではないかと思っております。今年度途中でこの計画を立てましたが、今年度につきましてはやはり送迎について、今後認定保育園になれば考えていけないというふうには思っているんですが、今年度につきましては原則やはり保護者の方に送迎をしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 現在、保育所は送迎が基本になっておるということで、そういう状況になっておるし、そういう方向に行きよるわけですけれども、今お尋ねしたのは、いわゆる短期保育ということで、4歳、5歳という、これまでは和知であればバスで保育所へ来ておったと。3歳になると、非常にそういう面では、今もありましたように一人でできないということもあらうと思えますけれども、實際上、そういう保育所に預けるならば、幼稚園ということも起こるんじゃないかと、同じ3歳で。金額も多いかどうかという問題があるようですけれども、保育料と幼稚園の園児の料と違いますので。

そういう場合に、幼稚園に行くという場合には、京丹波町の全体で考えた場合に、今送迎しておるわけですから、送迎というのは基本になると思いますが。といいますのは、やはり一定のそういう準備やとか、いろんな協議を重ねて、例えば4月からやりますよということも、本来ならやっぱりそういう期間も必要ではないかと。

これは、実施をされるといって7月1日からということになりますので、非常に途中からの実施になっておるわけですけれども、非常に子どもにとってもそういう途中からというのは混乱を起こすんじゃないか。

それからもう一つは、今少子化になって、子どもの数が少なくなっておるんですけれども、やはり今の状況から言うと、保育所から学校へ同じ子どもたちが同じように上がっていくんですけれども、実際、私が聞いておる方でも、例えば途中で転入されてきて小学校1年生に入ったと。なかなか保育所からずっと来ておるのになじめなかったと、いわゆる登校拒否的

なこともしたということも実際に聞いておるんですけれども、実際、5人のうち、10人のうち1人は短時やと、それから午前中で帰っておるかおらへんかわからんような、そういう子どもの中でもそういうことが起こるんじゃないかと。

だから、やはり京丹波のような少子化でそういうものは、やはり保育所は保育所としての役割を果たして、そして幼稚園は幼稚園で行っていただくという、そういう縦分けというか、親がきっとそういうように選ぶと、そこへ行きやすいようにすると、条件を整えるということの方が大事ではないかと思うんですけれども、保育所の中で、日中で帰ると、午前中で帰るという子どもが1人や2人おって、なかなかそういう問題も起こってくるんじゃないかと思うんですけれども、和知では4歳、5歳があったということなんですけれども、そういう問題も危惧するわけなんですけれども、その辺は担当課としては特に問題としては考えておられないのかどうか、あわせてお尋ねしておきます。

○議長（岡本 勇君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田由美子君） ただいまの山田議員さんのご意見につきましては、真摯に受けとめまして、認定子ども園を今後検討する中で十分していかないといけないというふうに考えております。

同じ保育所の中で、短時間で帰られるお子さんと、そのままいらっしゃる子どもさんと、いろいろと想定はしていないかということですが、和知の場合には、特にそのようなことについて問題が起きたというようなことは聞いておりませんし、はじめに入っていただく、短時部へ移動していただくときに、十分保護者の方、子どもさんの状態も考え、ご相談していただいて対応させていただいて、そのようなことが起こるようなことも想定されるようであれば、親御さんと園で相談して対応したいというふうに思っております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

従来どおり、原案反対者の発言を最初に許可し、次に原案賛成者という順序で許可いたしますので、よろしく願いいたします。

討論ありませんか。

6番、坂本君。

○6番（坂本美智代君） ただいま提案されました、議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定につきまして、反対の立場で討論いたします。

今回提案をされました子育て支援センター設置に関する条例の制定は、現在までそれぞれの旧町ごとに設けられていた条例、要綱を一本化にするというもので、特に旧和知で行って

いた短時保育を瑞穂でも行うというものであります。

これまで、和知では幼稚園という住民の声に応えるため、短時保育を実施されていたという経緯があります。しかし、瑞穂では、近くに子どもが少ないということもあり、少しでも友達づくりにと保育所に入所させている家庭もあることから、今後、家庭での保育が可能と判断されれば保育所に預けにくくなるのではないかと。

また、年齢を3歳に引き下げるようになっていますが、これまでは4歳、5歳を中心で行っていたためバスでの利用ができていたのが、保護者等の送迎が必要となり、送迎しにくい家庭にとっては安心して保育所に預けにくいものとなるのではないのでしょうか。

まず、保護者への説明と理解を得ることが先決であること。そして、短時保育を実施することで今後認定子ども園を目指すことを委員会で説明されましたが、認定子ども園制度は市町村が公的責任を持つ現行の制度を大きく後退させる制度で、民営化万能論であります。

少子化が進む過疎地域では、市町村が公的保育に責任を持つべきことを指摘いたしまして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第54号を採決いたします。

議案第54号 京丹波町立子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

《日程第5、議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第5、議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 1点、担当課長にお尋ねしておきたいと思うんですけども、今回の引き下げがそれぞれ100円の引き下げということになっておるんですが、こういう費用

額、報酬額というのはどこを基準にして決められておるのかどうか。政令でということもあるようでございますけれども、当然、もちろんそれはそれとしても、それぞれの町が定める条例でございますので、一定の根拠というのも当然あるかと思っておりますので、その点、伺っておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） もとになりますのは、やはり国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というのがございます。そこに定めている金額と同一とさせていただいておりますのでございます。

議員さんおっしゃるように、条例で本町独自で決められるという部分があるわけですが、本町の選挙以外のいわゆる京都府あるいは国の選挙につきましては、選挙の委託金をもってそれぞれの市町村が選挙を執行いたしております。

こういった部分が、この金額で基準額として算定をされるということになっておりますので、国からの指導もこの金額を超えないというのが大前提で指導があるわけございまして、私どもとしては国の示している基準に合わせているということでございます。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第55号を採決いたします。

議案第55号 京丹波町投票管理者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

《日程第6、議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第6、議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提案になっております一部改正にかかわって、ちょっとお尋ねしておきたいというのが、この条例は、ここにもありますように、平成17年に制定をされたものでございますけれども、現時点までに実際に委員8名で組織するという事になっておるんですが、組織をされて会議をされたのかどうか。

議員が4人ということになっていきますので、なかなか議員からだれが出ておるか、ちょっと定かではないんですが、配付されておる一覧表を見ても、こういう財産運営委員会の委員というのはないんですけれども、これはなぜ、もしも任命されていなかったということであれば、なぜであったのかということ。

それから、今回、委員を1名ふやして9人ということと、それから、利活用について調査、研究、審議をすると、こういうことに利活用というのが追加をされるということになるんですけれども、その辺についての考え方、また目的ですね、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） まず、この委員会が設置されているかどうかということにつきましては、現時点では設置がなされておられません。その理由等につきましては、まず所掌事務を見ていただきますと、町長の諮問に応じて審議をしていただく機関ということになっておるわけでございます。

合併後、旧3町のそれぞれの財産を引き継いでおるわけでございますが、まだその財産としての整理段階でございまして、きちっとした財産を把握する、あるいはその状況を整理するということがようやく整いつつあるという状況でございます。

したがいまして、今後の方向性といたしましては、今回この委員さんの部分も改正させていただくわけでございますが、今後の利活用をそれらの財産の整理ができた部分から活用について十分ご審議をいただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 特に、今回挿入される利活用の関係についてお尋ねしておきたいと思うんですけれども、これは合併時からの課題でもあります土地開発公社の抱えております土地、不良債権と言われている土地もそれぞれたくさんあるわけでございます。そういうものについても、この利活用ということがここでやられるというように考えておられるのか。この利活用しようという土地、建物というのはどういうものなのかということ。

それから、これまで山林というのが入っておったんですけれども、今回は削除されておるわけなんですけれども、これは町有林もあるわけでございますので、これはまた別で考えるとい

うことなのかどうか、あわせて伺っておきたいなど。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） この改正に先立ちまして、私どもとしては、内部組織ではございますが、町有土地施設利用検討委員会というのを既に立ち上げております。そういった中で、この委員会にも提案といいますか、審議していただく案件をきちっと整理してまとめていこうという準備をさせていただいております。

その中で、やはり一番大きな問題である土地開発公社の先行取得用地、こういった部分も含めて内部の検討委員会を持っているというところがございますので、土地開発公社の件についても、利活用についてこの財産運営委員会にも諮問させていただくことになろうかというふうに思っております。

それから、山林の考え方でございますが、これは町有土地というところに含めて考えていただくというふうに思っておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） 今、谷課長からお聞きをいたしまして、従来から町有土地に関する検討委員会を立ち上げているということではありますが、そうすれば、その検討委員会と今回の財産運営委員会、両方でというか、そこでまとめたものをここへ町長が諮問しはるのか、その2つの委員会の関係というのはどういうふうになるんですか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） これは、内部組織、町の管理職等で組織する内部組織でございますので、検討委員会は。だから、一番それぞれの部署部署で把握している財産に精通しておりますので、そういったものでつくった組織ということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） いろいろと土地の利活用については、私たちも考えなくてははいけないし、有効的に活用もしていかなということはいろいろあるんですけども、例えば専門家とか、そういう人たちに委員会へ入っていただくとか、またいろいろみんな関心を多く住民が持っているので、公募とか、そういうものにはならないのか。もっと住民に開かれたものに。

この委員会が利活用を検討する、審議するというのが適当かという問題もあるんですけど、こういうものを検討するのであれば、もっとそういう専門家とか、住民の公募とか、もっと人数も幅広く、もっと多くで審議して、みんなの声が反映される利活用にしていかなくてははいけないのではないかなというふうに思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 委員さんの構成については、学識経験を有される方、あるいは町長が適当と認める方も委員として構成するというところで、今回改正をいたしておるところでございます。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 先ほどのちょっと回答で、町有土地に山林を含むという説明やっただんですが、例えば財産区、管理者は町長に一応なっておるわけですから、貸付地とかいうのがございまして、土地と山林とは地上権の問題があって違うものもあるわけでございます。

だから、土地と山林を含めるということになると、それを一つにするのかと、一つで考えるということになるので、やはり実態に合わせて、土地は土地、山林は山林ということにやっぱりしておくべきではないのかと。

財産区は、もちろん今管理会があるわけですから、もちろんそこは責任を持っておるわけでございますけれども、一応、事業上、管理者は町長になっておりますので、当然そういうものもこの委員会の中で議論されるということになると、当然分けておくべきではないかということをお伺いしておきたいというのが1点。

それから、町長にお尋ねしておきたいんですけれども、特に土地開発公社の土地の活用をどうするかというのは、これは大きな町の課題でもあるし、懸案の事項やと思うんですけれども、職員で検討委員会ということで、やはり行政マンの範囲というのはどうしても狭い範囲というのは、どうしても陥りやすいので、やはりそれはそれであったとしても、幅広く町民の知恵もやっぱり借りながら、町民全体で取り組んでいくと。

特にそういう点では、こういう委員会ではなしに、別にそういう活用の検討委員会、そういうものをつくって、これまでから私どもも言っておるわけでございますけれども、取り組むべきじゃないかと。

やはり9人のいわゆる代表でやるということになると、どうしても狭い範囲、それが町民の代表というようなことになったのでは、やっぱり違うんじゃないかというように思うので、その辺のちょっと見解だけ伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） この委員会の中で、土地開発公社で先行取得をいただいておりますものをどう今後活用していくか、あるいは売却も含めて考えていくかということになるかというふうに思いますが、そうしたものを一定考え方を整理しながら、この委員会に諮問させていただいて、その方向づけをいただくということになるわけでありまして、こうい

う時代背景でございますので、なかなか分散をいたしておりますそれぞれのものをいかに活用していくかということは、非常にハードルの高いところだというふうに思っております。

しかし、一方で、金利も含めて雪だるま状態になっていることも事実でございますので、何とか打開策を検討いただく方向で取り組んでほしいというふうに思っておるわけでございます。限られた事業で本当にそうしたことが図れるのかということでございますが、できるだけ内部の検討委員会でまとを絞りつつ、さらにそれを検討いただくということで進めたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 条例の表現上の問題でございますが、改正後は山林という表現はさせていただいておりません。町有土地に含むということ、あるいは山林だけの部分もあるわけで、所有者は違うけれども、山林だけが町有林という場合もあるわけでございますが、そういった部分を含めてこの財産運営委員会は調査研究できる機関であるというふうに理解をいたしております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） ただいま提案になっております議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

現行の財産運営委員会は、「町長の諮問に応じ、町有の山林、土地・建物の管理運営について調査研究し、審議する」とこうなっている条例を、利活用についても審議できる審議機関とするものですが、本来、町が所有する財産で、山林や土地・建物の管理運営と利活用は別に考えるべきと思います。

合併時から大きな問題になってまいりました土地開発公社に所有する土地は、まさしく不良債権であり、購入目的に沿っての開発は不可能な土地となっている中で、そうした土地も含め、9人の委員で構成する委員会で町長の諮問に応じて答申するやり方は、住民の合意を得る方向とは言えません。幅広い町民や専門家などを加え、検討委員会を設置して取り組むべきです。

提案されている委員会では、町長に意向に沿った利活用が審議され、それがあたかも町民の代表の意向として進められることは、先に答申が出された医療審議会の会議録を見ても、審議の内容は要点筆記のみになっており、審議の詳細が公表されないようになっております。



これでは、密室での審議と言えます。これは、委員の責任ではなく、町長の姿勢と考え方そのものと言えます。

塩漬け土地は、不良債権といえども町民の財産であり、広く公開をして、町民の知恵を集めて取り組む方向こそが住民参加によるまちづくりの方向であるということを指摘するものであります。

また、土地に山林を含むという説明もありましたが、やはり所有権、所有者が違うわけですから、明確に条例としてはしておくべきだという点も指摘をして、反対討論といたします。

○議長（岡本 勇君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論を終結いたします。

これより、議案第56号を採決いたします。

議案第56号 京丹波町財産運営委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（多数 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

《日程第7、議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について》

○議長（岡本 勇君） 日程第7、議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

討論を省略いたします。

これより、議案第57号を採決いたします。

議案第57号 京丹波町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

《日程第8、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について》

○議長（岡本 勇君） 日程第8、議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 担当課長にお尋ねしたいと思うんですけども、今回提案になっております下山浄化センターの設置工事を日本下水道事業団に委託の協定、締結をするという提案であります。委員会でも、資格を持った職員が必要であり、そういうことからそういう事業団に委託をするという説明も聞いたわけがございますけれども、本来であれば一般競争入札に付すと、こういうことになるわけがございますけれども、そういう点から言いますと、この2億2,700万円というのが工事額というように考えれば、下水道の事業の場合、地元の分担金としては事業費の20%ということで条例になっておるわけがございますが、これでいくと地元の分担金というのは幾らになるのかというのを1点お尋ねしたい。

それから、グリーンハイツに拡大をするということになるわけがございますけれども、これまで旧町から、そして京丹波町ということで来ておるわけがございますけれども、こういう農業集落排水や特定環境保全公共下水道事業をやる場合には、いわゆる加入者の戸数を申し込みをとって、固定をして、そして進めてきた経過もあるわけがございますが、このグリーンハイツの場合は、既に家が建っておるということになっておりますので、この加入戸数というのは何戸ということになるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） ただいまの山田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の分担金でございますけれども、今回の特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設事業に関します総事業費につきましては、今回議会承認を上程しております工事の委託に関する協定の額2億2,700万円のほかに、事務費及び測量試験費が430万円ございます。これを合わせまして、総事業費といたしましては2億3,130万円となる見込みでございます。

これにかかります地元負担金の額につきましては、事業費の20%に当たります4,62

6万円を予定しております。

それから、2点目の加入戸数でございますけれども、下山グリーンハイツ区の方で取り扱いをしておられます戸数につきましては、現在560戸ということになっております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） 管理戸数を560戸というように答弁を受けたわけでございますけれども、実際にいろいろ聞きますと、現在グリーンハイツで空き家も増えているという議会での質問も、一部に200戸近くも空き家があるんだということもあったわけでございますけれども、そういうことを前提に考えれば、560戸から200戸、いわゆる360戸が例えば現在住んでおられるということになりますと、その方からは当然下水道の料金が徴収をできるわけでございます。

現在は、自治会が自主運営されて集金されておるわけでございますから、供用開始になったら町が当然徴収をするということになるんですが、そうすると、空き家に対してはどういう町としては対応をするということになるのか。

一般の状況では、町長も言われておりますように、加入を合意したんやから維持管理を払うのは当然だということで、使用料の半分徴収をいわゆる丹波地域ではしておるわけでございますけれども、それは徴収というのは免除になるのか、負担をとるといのはどこが負担するということになるのか。

この問題は、560戸ということを前提に考えたら、非常に大きな問題も出てくるんじゃないかと思うんですけれども、供用開始までいましばらく時間はありますけれども、そこら辺の考え方、また自治会との協議というのはどういうようになっておるのか、伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 藤田水道課長。

○水道課長（藤田 真君） ただいまの空き家対策ということでございますけれども、はじめに、公共下水道につきましては面積で表示をしておりますのでご理解をいただきたいというふうに思いますのと、それから供用開始後の下水道の料金につきましては、京丹波町特定環境保全公共下水道条例の第14条の規定に基づきまして、旧丹波町地域につきましては1カ月につき3,780円の徴収ということになっております。

また、ご指摘の空き家対策をどうするんだという点でございますけれども、これにつきましても地元と十分協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡本 勇君） 10番、山田君。

○10番（山田 均君） もちろん空き家対策はとらんなんと思うんですけど、基本的な考え方だけちょっと伺っておきたいなと思うんです。

というのは、不公平になるんじゃないかと。一般のグリーンハイツ以外のところは、お年寄りひとり暮らしでも加入金を払っておいたら半額負担をされておるわけですけど、もともと私は負担を取ることそのものが私は間違いやと思うんですけども、グリーンハイツの場合は既にもう家が建っておるという関係もありますので、そういう点ではだれからもらうかということも残ってくるわけですね。だれが管理するかという問題もある。それは自治会が負担するということになるのかということも含めて、やっぱり大きい課題があるんじゃないかと思うので、ちょっとその辺の考え方、どういうように考えておられるのか伺っておきたいと思います。

○議長（岡本 勇君） 松原町長。

○町長（松原茂樹君） グリーンハイツの本件にかかわりますことにつきましては、既に議員もご案内のとおり、平成16年に民間から移譲を受けた施設でございまして、このことについては自治会で十分協議をされて、今申し上げました560戸の皆さん方の同意を得て取り組んでおるところでございまして、現状、民間でそれぞれ水洗化が行われておるものでございまして、使用可能なものになっておるわけでございます。

ご指摘のとおり、空き家もあるわけでございますが、そのことも承知でそれぞれ同意をいただいておりますので、規定どおり徴収をさせていただくということでございます。

○議長（岡本 勇君） 3番、東君。

○3番（東 まさ子君） ちょっと関連した問題になるんですけど、下水道会計は特別会計で運営されておりますが、町長の提案理由説明の中で述べておられるところで、三位一体改革の関係で、地方公営企業や外郭団体を含めた連結決算とストック会計ベースの財政指標分析に基づいた監視ということが書かれておりますけれども、いろいろと会計上、私たちもどういうふうになるのかなというのが知りたいと思うんですが、関連で申しわけないですが、どういう中身なのか、どういうふうになるのか、教えていただけたらうれしいですが。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 今、国会でこの財政健全化法案というのは審議されているところであると思います。

今までですと、いわゆる普通会計というものと、それから企業会計というもので、別々に決算をした後のいわゆる財政指標を求めて、主に中心にこれまでなっていましたのは、

普通会計の財政指標でもってその町の財政運営上の水準を見極めるということになっておったわけですが、今後については、いわゆる企業会計も含めて、あるいはまた第三セクター、こういったものの部分、それから土地開発公社、こういったものの部分、いわゆる将来にわたってその町がどれだけの負担を抱えていくかという部分が、やはり今後の財政運営にとっては非常に大切であると。そういうとらえ方をしようとしておるのが今の財政健全化法案の内容の一つでございます。

したがって、いずれその指標の出し方等示されるとは思いますが、その示された考え方によって、私どもの町も財政運営を検討していかなければならないというふうに考えております。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第58号を採決いたします。

議案第58号 京丹波町特定環境保全公共下水道下山浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

《日程第9、発意第1号 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書》

○議長（岡本 勇君） 日程第9、発意第1号 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） それでは、発委第1号 平成19年6月21日 京丹波町議会議長 岡本 勇様 提出者 福祉厚生常任委員会委員長 藤田正夫 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書 上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、提出します。 提出先につきましては、衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 外務大臣 厚生労働大臣

1枚めくってもらいまして、意見書でございます。

#### 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書

自治体病院は、地域医療の確保と住民福祉の向上を目指し、公的医療機関でなければ対応することが困難な僻地、救急医療など、多くの不採算医療を担っている。

現在、自治体病院経営をめぐる状況は、たび重なる医療制度改革、診療報酬の見直し等による急激な変化により、一層厳しさを増している。また、今日の医師や看護師の不足、偏在の問題等は、地方団体が単独で改善することが極めて困難な状況にある。

このような状況の中で、医療環境の整備及び自治体病院の経営健全化に全力を傾注しているところであるが、安心・信頼の持てる医療を効率的かつ持続的に提供するためには、自治体病院の役割に応じた財政支援措置の充実強化が必要不可欠である。

よって、国においては、自治体病院の社会的使命が達成され、地域住民のニーズに応えられるよう、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

#### 記

1. 病院事業に係る地方交付税措置については、不採算地区病院、救急医療、僻地医療等について、その所要額を確保すること。
2. 地域性や患者の看護の必要度に応じた、安心で質の高い看護を持続的に提供できるよう、診療報酬上の評価を含め、看護師確保に対する諸施策を講じること。
3. 療養病床再編成、地域医療保健制度の見直しに当たっては、地方公共団体、地方自治体病院等の意見を十分尊重し、地域において良質な医療サービスを将来にわたり安心して受けることができるよう、制度の構築を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。 平成19年6月21日  
京都府京丹波町議会議長 岡本 勇

以上です。

○議長（岡本 勇君） 本件についての趣旨説明を求めます。

福祉厚生常任委員長、藤田君。

○福祉厚生常任委員長（藤田正夫君） それでは、ただいまの地域医療の充実を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

自治体病院は、地域の医療機関や行政機関等との連結を図りながら、地域住民の健康の維持、増進を図り、地域の発展に貢献することを使命としております。

しかしながら、過疎、僻地の自治体病院においては、医師や看護師の不足が大きな課題となっております。

また、この問題は、開設者である首長と病院だけで解決することは極めて困難な状況にあります。

さらに、診療報酬改定においてはマイナス改定が実施されるなど、病院経営をめぐる環境はこれまで以上に厳しいものとなっております。

このような中で、福祉厚生常任委員会で検討を行い、安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書の提出をするに至りました。

議員の皆さんのご賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

○議長（岡本 勇君） 以上、説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

10番、山田君。

○10番（山田 均君） 提出者にお尋ねしたいと思うんですけれども、今回提案されております充実を求める意見書、時期を得た意見書だと思うんですが、その中で3点意見を記載しておるわけでございますけれども、特にその3点目の療養病床再編、医療保健制度の見直しということで、京丹波町の瑞穂・和知診療所においても療養病床等、関連する病床も持っておるわけでございますけれども、ここにあります制度の見直しに当たってはということになっておるんですけれども、これでいくと療養病床の削減ということが言われておりまして、全国的にも既に病床を削減する病院も増えてきているということも報告をされておるわけでございますけれども、そういう中で、見直しということではなしに、再検討を求めるとか、また、一たん凍結をして、そしてしっかり制度の見直しをしてほしいというような、そういうことの方針という立場ではないのかどうか、ちょっとあわせて伺っておきたいということと、それから、単純なことなんですけれども、これは一応提案になっていきますので、「意見書」の後ろに「案」というのは、これはもう要らんということなのか、ちょっとそれもあわせて聞いておきます。

○議長（岡本 勇君） 11番、藤田君。

○福祉厚生常任委員長（藤田正夫君） ただいま、山田議員からご質問がございましたが、高齢化の進む今日、現在、町民の関心の大きい問題は地域の病院あるいは診療所の存続にあると、大きな関心を寄せております。

そういった事柄を踏まえまして、将来この療養病床の廃止というようなことも含まれておりました、さきの委員会において全員でこのような意見書にまとめをしたわけでございます、このいわゆる要望書にかためて記載をしておるとおりでございますので、よくご理解を

いただいております。ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 伊藤事務局長。

○事務局長（伊藤康彦君） 意見書につきましては、他の議案と同様、「案」で本会議で提出ということになっていきますので、考え方は「案」ということになりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、発委第1号を採決いたします。

発委第1号 安心・信頼の地域医療の充実を求める意見書、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員 挙手）

○議長（岡本 勇君） 挙手全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

#### 《日程第10、議員派遣について》

○議長（岡本 勇君） 日程第10、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

#### 《日程第11、閉会中の継続調査》

○議長（岡本 勇君） 日程第11、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業建設常任委員会、福祉厚生常任委員会の各委



員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡本 勇君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本日の議事日程並びに本定例会に付議された事件は、すべて議了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成19年第2回京丹波町議会定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前 10時30分